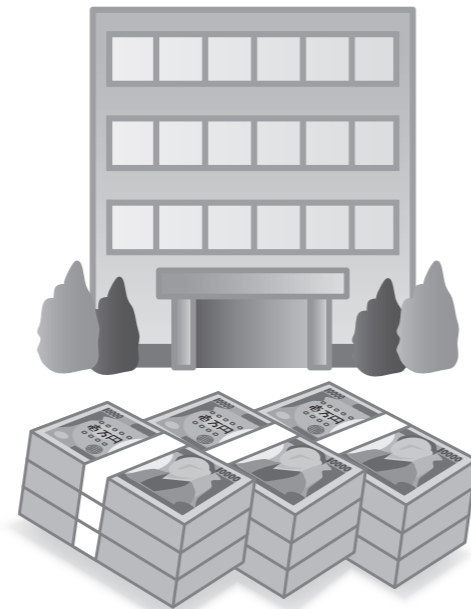


1 効率的な行財政運営

現状と課題

- ◆地方分権の進展や行政ニーズの多様化により、基礎自治体としての市町村事務が増え、高度化・専門化していく中で、これまで以上に行財政基盤の強化が求められています。
- ◆財政面では、中心市街地の開発が終了したことに伴い、道路や学校施設などのインフラ整備が必要となることから、非常に厳しい財政状況となっています。そのなかでも、必要な行政サービスの提供を維持していくためには、これまで以上の効率的な行政運営を続けていく必要があります。
- ◆地方公共団体には、国がとりまとめた「長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26(2014)年12月27日閣議決定)により、「地方版人口ビジョン」と「市町村版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していくことが求められています。この取り組みによって、「まち」が活力ある地域社会を創生していくことが期待されます。

◆町職員については、平成19(2007)年に、新宮町人材育成基本方針を策定し、職員研修を大幅に増やすとともに目標管理制度の導入など組織として成果をあげるよう努めてきました。今後とも、職員が地域との関係を強化し、町民に信頼される職員を育成していく必要があります。



施策の内容

①町民から信頼される行財政運営

- (1) 総合計画をはじめとする各種行政計画の適切な進捗管理と公開に努めます。
- (2) 事務事業評価(※注1)の導入による事務事業の整理・合理化や補助金の適正化を行い、効果的・効率的な事務事業の実施に努めます。
- (3) 持続可能な行政経営を行うため、税収等の確かな見積もりと、人口増加に伴う経費の増加を踏まえた財政シミュレーションを策定し、随時見直しを行い、実施計画に定めた事務事業を計画的に実施します。
- (4) 課税対象の的確な把握や適切な滞納処理を行い、公平な課税に努めます。また、納税意識を高めるための小学生向け租税教室や徴収強化月間などで、町税に対する周知・啓発を推進します。
- (5) ふるさと寄附金の募集など自主財源の確保に努めます。また、手数料や使用料については適正な見直しを実施します。
- (6) 行政財産として活用見込みのない町有財産については、売却や借地などによる有効活用に努めます。
- (7) 適正な価格競争の下で効率的に社会資本を整備するため、多様な入札契約方式及びその運用について研究を推進します。
- (8) 公共施設の改修等については、公共施設等総合管理計画(※注2)を策定し、計画的な整備を実施します。

②組織・人材の育成

- (1) 総合計画の目的を計画的に達成するため、行政需要に応じた効率的、効果的な組織編制に努めます。
- (2) 研修制度や目標管理制度などを柱とした人材育成基本方針に基づき、体系的な人材育成を行うとともに、公務員として必要な能力の開発に努めます。

(※注1) 事務事業評価とは、町が行っている仕事(事務)の目的を明確にし、目的妥当性・有効性・効率性について実績・結果を職員自らが評価することで、業務の改善や改革の道を模索し、その評価結果をもとに、次年度以降のより効果的、効率的な事務事業の執行に結びつける制度のこと。

(※注2) 公共施設等総合管理計画とは、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、町が保有する公共施設等の全体の現況、課題等を整理・分析し、将来の公共施設等の需要を適切に判断したうえで、長期的な視点を持って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化など、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な指針等を定めるもの。

2 広域行政の推進

現状と課題

◆人々の日常生活圏の拡大や社会経済活動の広域化が進む中、市町村が共通して抱える課題や単独の市町村では対応が困難な課題に対応するため、あるいは、効率的な行政運営や提供する行政サービスの充実や高度化を図るため、広域行政の充実が求められています。

◆本町では、周辺市町とごみ、消防、高等学校、葬祭場などを一部事務組合(※注1)で組織し、共同で事務処理を行っています。また、介護保険事務や後期高齢者医療に関する事務について、広域連合(※注2)で行っており、さらに、福岡市を中心とした福岡都市圏広域行政推進協議会において、国県道や河川の整備、各種助成制度の拡充など、国や県に対する提言活動も行っています。

◆今後は、本町が加入する各種広域行政のさらなる充実に努めるとともに、町民の利便性やサービス向上の観点から、周辺自治体との連携による広域的な地域づくりについても検討していく必要があります。また、国では道州制(※注3)や地域主権など新たな地方自治のあり方について検討がなされています。

◆広域行政の主なもの

平成27(2015)年11月現在

名称	設立	分野・内容	構成
福岡都市圏広域行政推進協議会	S 53.1.1	広域計画・国県要望	福岡市とその周辺市町
福岡都市圏広域行政事業組合	H 5.4.28	都市圏各種共同事業	同上
福岡地区水道企業団	S 48.6.1	水の安定供給	同上
玄界環境組合	S 42.3.31	じん芥処理	宗像・福津・古賀・新宮
北筑衛生施設組合	S 45.4.1	葬祭場運営	糟屋1市7町他2市
古賀高等学校組合	S 37.3.24	高等学校運営	福津・古賀・新宮
粕屋北部消防組合	S 53.10.25	常備消防	古賀・新宮
福岡県介護保険広域連合	H 11.7.1	介護保険	県内33市町村
福岡県後期高齢者医療広域連合	H 19.3.27	後期高齢者医療全般	県内全市町村

施策の内容

①福岡都市圏広域行政計画の推進

(1)平成23(2011)年度からの第5次福岡都市圏広域行政計画に基づき、福岡市とその周辺市町の地域特性や役割分担を踏まえ、水問題や基幹道路などさまざまな広域的課題の解決のため、国や県などに対して要望活動を実施します。

②広域行政の推進

(1)福岡地区水道企業団及び北九州市用水供給事業からの受水により、安定した上水道の供給を実施します。

③一部事務組合の健全化

(1)玄界環境組合、福岡県介護保険広域連合や福岡県後期高齢者医療広域連合などについて構成市町と連携しながら適正な運営に努めます。

④近隣市町との連携

(1)広域で実施した方がより事業効果が見込める事務事業については、隣接する自治体を中心に交流・連携事業を進めるなど広域行政を推進します。
 (2)道州制など国や県の動向なども踏まえ、新たな広域連携のあり方について検討します。

(※注1)一部事務組合とは、複数の市町村が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。

(※注2)広域連合とは、複数の市町村が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。

(※注3)道州制とは、複数の都道府県が合併して、「道」「州」などの広域自治体を設置し、広範な行政機能をもたせて地方主権を図る制度。

3 情報化の推進と広報広聴の充実

現状と課題

◆町民との協働によるまちづくりを進めていくためには、町が行う広報活動を充実し、行政情報を町民と共有する必要があります。一方で、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの情報通信技術(ICT)が急速に発展普及したことにより、今後は多くの人々がICTの恩恵をうけることができるユビキタス社会(※注1)の実現や電子自治体の構築が求められています。

◆本町では、毎月1回発行する広報誌「Active新宮」と町公式ホームページを主な情報伝達手段として広報活動を行っています。しかし、近年では情報化社会の進展やライフスタイルの変化などにより、情報の専門化やニーズの多様化の傾向もあり、必ずしも十分であるとは言えなくなっています。

◆議会定例会をはじめ、各種会議では全て紙資料であるため、多くの用紙や資料の作成に時間を要しています。また、資料の差し替えや文書の保存年限経過に伴う廃棄量も多く発生しています。今後は、用紙購入費用や廃棄量の削減を図り、省資源化に努めるためにモバイル端末やタブレット等の活用によるペーパーレス化を検討する必要があります。

◆町のあらゆる行政サービスや施策に対する意見や要望など広聴活動の重要性も高まっています。本町では、インターネットメールや公共機関政策決定や事務改善などに、町民の意見を反映させるため、パブリックコメント(※注2)の実施や役場に設置した町政への意見箱の設置に取り組んでいます。また、行政が策定する様々な計画において、住民会議などの設置や各種アンケート調査の実施も広聴活動の一環ともいえます。今後は、町民との協働による行政運営の確立を図るため、より多くの町民の意見や提案が寄せられるような制度の充実を図るとともに、ICTを積極的に取り入れ、町民と行政相互で情報のやり取りができる仕組みをつくっていく必要があります。

(※注1)ユビキタス社会とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークでつながることにより、さまざまなサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会のこと。
 (※注2)パブリックコメントとは、重要な計画などを策定しようとするときに、町民等の意見を広く求め、その結果を計画に反映させていく手続きのこと。
 (※注3)パブリシティ活動とは、公衆との関係をよくするためのコミュニケーション活動、とりわけ住民への情報提供の中で特に影響が大きい報道機関への情報提供活動のこと。

施策の内容

①電子自治体の構築

- (1) 広く町民が恩恵を受けることができるよう、自治体の持つICTの活用について、さまざまな手法を調査・検討します。
- (2) 既存の各種システムについては、更改する際にコストや機能の見直しを徹底し、機能改善や強化に努めます。また、事務の効率化や新たな事業等に対応するために新規システムの導入も積極的に検討します。
- (3) 紙媒体を含めた電子データ等の各種個人情報取り扱いについて、情報漏洩などの重大事故が発生しないよう適正な管理を行い、出先機関も含め全庁的な情報セキュリティ対策の強化に努めます。
- (4) コンビニ交付サービスにおいて、すでに実施している証明書以外の証明書や行政手続きの簡素化などの検討を進め、町民ニーズに対応したシステムの構築に努めます。
- (5) カード決済などによる多様な収納方法について調査・検討します。
- (6) 会議などで使用する資料等のペーパーレス化を図るため、モバイル端末やタブレット等の活用について調査・検討します。

②広報機能の充実

- (1) 読みやすく分かりやすい広報紙面づくりに努めるとともに、さまざまな情報伝達手法を検討します。
- (2) 新聞やフリーペーパーなどの媒体を有効に利用したパブリシティ活動(※注3)を推進します。
- (3) 積極的な情報公開の媒体として、町公式ホームページの充実に努めます。また、状況に応じて町勢要覧の更新を実施します。

③広聴システムの充実

- (1) 広く住民からの意見が聴けるように、必要に応じてアンケートを実施します。
- (2) 住民生活に密接に関係する条例や重要な計画の策定にあたっては、幅広く町民の意見を聴くためにパブリックコメント制度の適切な運用を実施します。

④情報公開の推進

- (1) 新宮町情報公開条例の趣旨を尊重し、情報公開に努め開かれた町政の実現に努めます。
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関して、適切な運用に努めます。
- (3) 地域やグループなどの要望に応じて、町職員などが町の施策や事務事業について説明を行い、住民の意見を聴くため、行政の「出前講座」や「行政懇談会」などを実施します。